

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成１９年４月世田谷区規則第５５号）の一部を次のように改正する。

第１１条第６項第２号、第３号及び第５号中「不特定若しくは」を「不特定かつ」に改め、同条第７項中「及び別表第２」を「並びに別表第３及び別表第４」に、「若しくは」を「かつ」に改め、同条第８項中「別表第２」の次に「及び別表第３」を加え、「「不特定若しくは」を「別表第３中「不特定かつ」に改め、同条第９項中「別表第２」の次に「及び別表第３」を、「別表第１２の１の項第１号」の次に「及び別表第１３の１の項第１号」を、「別表第１２」の次に「及び別表第１３」を加える。

別表第２の８の項を次のように改める。

8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は次に掲げるものとする こと。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数及び配置は、次に掲 げるものとする。 ア 次に掲げる建築物における不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 便所の数は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） (イ) 診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方 メートル以上のもの (エ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (カ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (キ) 学校その他これらに類する施設 (ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (ケ) 自動車の駐車のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）の うち床面積の合計が500平方メートル以上のもの (コ) 自動車修理工場又は自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ク) 自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ス) 公衆便所 (セ) 区民会館、区民センター又は区立地区会館 (ソ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。） その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床 面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
-------------	---

- (㉞) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が２００平方メートル以上のもの
 - (㉟) 卸売市場のうち床面積の合計が２，０００平方メートル以上のもの
 - (㊀) 飲食店のうち床面積の合計が２００平方メートル以上のもの
 - (㊁) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が２００平方メートル以上のもの
 - (㊂) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が２００平方メートル以上のもの
 - (㊃) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が１，０００平方メートル以上のもの
 - (㊄) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が１，０００平方メートル以上のもの
 - (㊅) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
 - (㊆) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が１，０００平方メートル以上のもの
 - (㊇) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が１，０００平方メートル以上のもの
 - (㊈) キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホールその他これらに類する施設のうち床面積の合計が１，０００平方メートル以上のもの
 - (㊉) 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が１，０００平方メートル以上のもの
 - (㊊) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が２，０００平方メートル以上のもの
 - (㊋) 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が２，０００平方メートル以上のもの
 - (㊌) 公共用歩廊のうち床面積の合計が２，０００平方メートル以上のもの
 - (㊍) 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が２，０００平方メートル以上のもの
 - (㊎) 複合施設のうち床面積の合計が２，０００平方メートル以上のもの
- イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。
- (㊏) 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を１以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
 - (㊐) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数

	の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けること。 (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。 ア 前号の規定により同号に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(7)の場合にあっては、(7)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(イ)の場合は、この限りでない。 (7) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける前号に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とすること。 A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 B 便所設置階の前号に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の同号に規定する便所に設ける場合 C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合 a 男子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 b 女子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便
--	---

所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける前号に規定する便所のみを設けるものを除く。))の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((4)Aに規定する施設が(4)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の前号に規定する便所及び女子用の同号に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合

イ 前号に定めるもののほか、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。

(7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(4) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(5) 車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(6) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(4) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとすること。

ア 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

イ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

ウ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。))。

エ 便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。

	(7) 大便器は、1 以上を腰掛式の大便器とすること。 (i) (7)の規定により設けられた大便器のある便房の1 以上に、手すりを設けること。 オ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1 以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 (7) 小便器は、1 以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが3 5センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 (i) (7)の規定により設けられた小便器の1 以上の付近に、手すりを設けること。 (5) 第3号ウ(エ)及び前号アからウまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z 8 2 1 0に定められているときは、これに適合すること。）。
--	--

別表第2の18の項を次のように改める。

1 8 観覧席及び客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該観覧席又は客席の各階には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。 ㍑ 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2 ㍑ 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に400分の3を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） イ 当該観覧席又は客席には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。 ㍑ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2 ㍑ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） ㍑ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 (2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 ウ 床は、平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。 カ 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。 (3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。 ア 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前号オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。 イ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数
--------------------	--

	の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。 (4) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
--	---

別表第2の20の項中「こと。」の次に「なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。」を加える。

別表第3の8の項を次のように改める。

8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものとする。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 不特定多数利用便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる建築物における不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） (イ) 診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ロ) 助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ハ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (ニ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (ホ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (ヘ) 学校その他これらに類する施設 (ロ) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (ケ) 自動車の駐車のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの (コ) 自動車修理工場又は自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (サ) 自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ス) 公衆便所 (セ) 区民会館、区民センター又は区立地区会館 (リ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (ル) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヲ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
-------------	--

	の (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上のもの (テ) 飲食店のうち床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの (チ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの (ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの (ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの (ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの (ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの (ヒ) キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホールその他これらに類する施設のうち床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの (フ) 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの (ヘ) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上のもの (ホ) 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上のもの (マ) 公共用歩廊のうち床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上のもの (ミ) 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上のもの (ム) 複合施設のうち床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上のもの イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (7) 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第 1 の 1 の部及び 2 の部の公共的施設のうち高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 1 9 号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 5 条第 1 号に定める公立小学校等を除く。）その他これ
--	--

らに類する施設でない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

ウ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること。

(3) 不特定多数利用便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。

ア 前号の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(7)の場合にあっては、(7)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(4)の場合は、この限りでない。

(7) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とすること。

A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2

B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(4) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。

A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

B 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合

a 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

b 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分

	に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（(イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 イ 前号に定めるもののほか、不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。 ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。 (7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 (4) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 イ 次に掲げる建築物で(7)から(ウ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(チ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (7) 病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設 (イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設
--	--

- (エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設
- (オ) 学校
- (カ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（１の集会室の床面積が２００平方メートルを超えるものに限る。）
その他これらに類する施設
- (キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (ク) 飲食店
- (ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- (ク) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
- (シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設
- (ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設
- (セ) 展示場又はこれに類する施設
- (ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設
- (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が２００平方メートル以下のものに限る。）
- (チ) 地下街又はこれに類する施設
- (ツ) 複合施設

ウ イに掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が１，０００平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が２，０００平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。

エ 便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち１以上は、次に掲げる構造の便所とすること。

(ア) 大便器は、１以上を腰掛式の大便器とすること。

(イ) (ア)の規定により設けられた大便器のある便房の１以上に、手すりを設けること。

オ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、次に掲げる構造の便所とすること。

(ア) 小便器は、１以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。

(イ) (ア)の規定により設けられた小便器の１以上の付近に、手すりを設けること。

(5) 第３号ウ(ウ)及び前号アからウまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別す

	ることができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8 2 1 0 に定められているときは、これに適合すること。）。
--	---

別表第3の16の項を次のように改める。

1 6 観覧席及び客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該観覧席又は客席の各階には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。 ㍿ 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2 ㍿ 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に400分の3を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 ウ 床は、平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。 カ 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。 (3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。 ア 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前号オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。 イ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。 (4) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
--------------------	---

別表第 1 2 の 8 の項を次のように改める。

8 便所	(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものとする。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 多数の者が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (イ) 共同住宅のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (イ) 長屋、寮又は宿舍のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (イ) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 (3) 多数の者が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合であっても、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。 ア 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(イ)の場合であっても、(イ)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(イ)の場合は、この限りでない。 (イ) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合であっても、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合であっても、当該多数の者が利用する便所の数とすること。 A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。
-------------	--

- A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- B 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合
- C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合
- a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（(4)Aに規定する施設が(4)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合
- イ 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。
- ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。
- (7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (4) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(㊦) 車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(㊧) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

(4) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。

ア 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

イ 便所内に、車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。

(㊦) 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。

(イ) (㊦)の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。

ウ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。

(㊦) 小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。

(イ) (㊦)の規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。

(5) 第3号ウ(㊧)及び前号アの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

別表第13の8の項を次のように改める。

8 便所	(1) 多数の者が利用する便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 多数の者が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ｱ) 共同住宅のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ｲ) 長屋、寮又は宿舎のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ｱ) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (ｲ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 (3) 多数の者が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。 ア 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(ｱ)の場合にあつては、(ｱ)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(ｲ)の場合は、この限りでない。 (ｱ) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあつては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。 A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (ｲ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設ける施設が
-------------	---

同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

B 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

C 次の a 又は b に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 a 又は b に定める場合

a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合

b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合

D 床面積が 1,000 平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1,000 平方メートル未満の階の床面積の合計に 1,000 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000 平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が 1,000 平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（(4)A に規定する施設が(4)A に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

イ 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち 1 以上は、車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。

(7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(4) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(4) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとすること。

- | | |
|--|--|
| | <p>ア 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>イ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> |
|--|--|

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成 1 9 年 3 月世田谷区条例第 2 7 号）第 1 4 条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第 2 条第 2 号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。